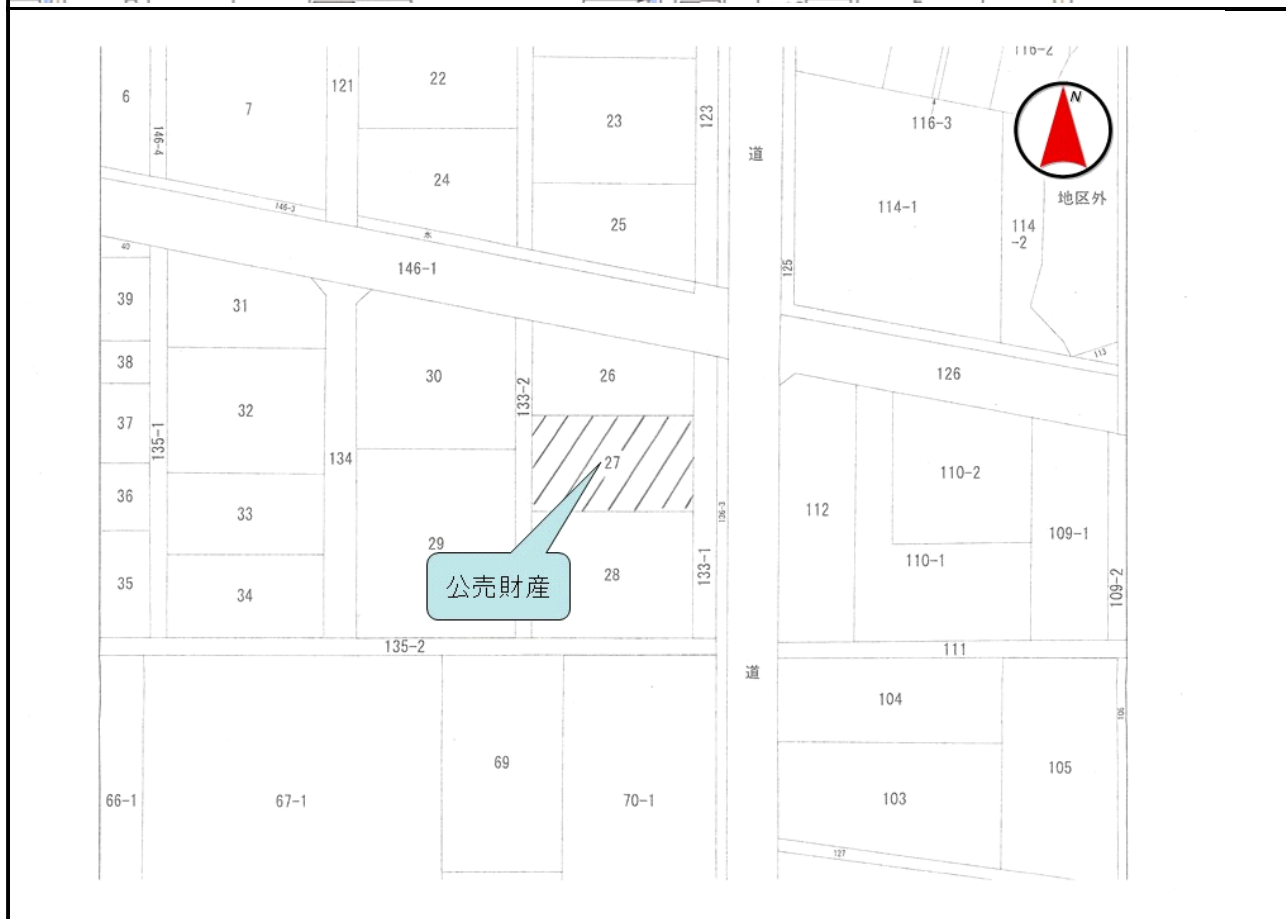
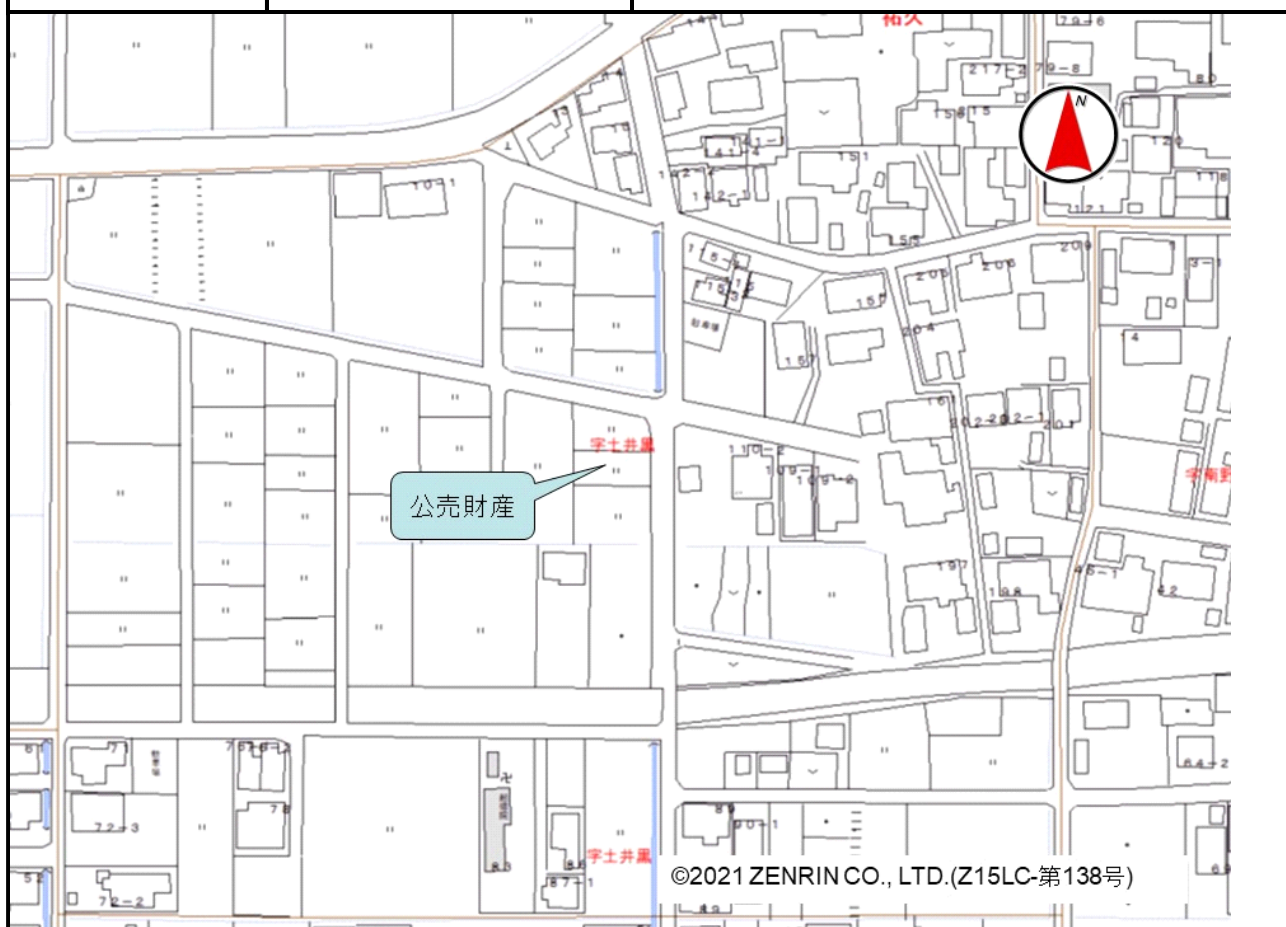


売却区分番号	882 - 3		
見積価額	¥130,000	公売保証金	¥30,000
財産の表示	1 所在 愛知県一宮市祐久字土井黒 地番 27番 地目 田 地積 231平方メートル 以上登記簿による表示		
公法上の規制	市街化調整区域 農業振興地域内 農用地区域 一宮市景観計画区域		
接道状況	東側 幅員約 10.1メートル未舗装及び舗装市道 約 0.2メートル低位接面		
地盤・地勢	ほぼ平坦地		
使用状況等	農業委員会に届出の無い第三者が耕作している。 (令和5年9月14日現在)		
特記事項	・買受人の資格その他の要件 農地につき、買受希望者は、入札期間中に入札書と併せて「買受適格証明書」の提出又は呈示を要する。 ・権利移転及び危険負担の移転の時期は、農業委員会又は都道府県知事の許可若しくは届出の受理があった時である。 ・公売財産は「宮田用水土地改良区」内に存するため、買受人には法律に定める賦課金等の支払義務がある。この詳細については、宮田用水土地改良区に確認すること。 未納賦課金等が発生した場合は、買受人に承継される。		
住居表示等	愛知県一宮市祐久字土井黒 27 番地		
最寄駅等	名古屋鉄道 尾西線 萩原駅 北西約 2.5キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
ご注意ください だ く 事 項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、ご入札ください。 ・公売財産については、あらかじめその現況（権利関係等）及び関係公簿等を確認してください。なお、国は関係資料を提供できません。 ・図面は、現況と異なる場合があります。 ・建蔽率及び容積率は一般的なものを表示してあります。 ・公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、国は担保責任等を負いません。 ・国は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の取扱いなどはすべて買受人の責任において行うことになります。 ・土地の境界については、隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 ・土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 ・公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。 ・法令等の規定により換価制限（入札後の手続が停止）となる場合があります。 ・公売財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたとき		

売却区分番号	882 - 3		
見積価額	¥130,000	公売保証金	¥30,000
	は、その売却決定を取り消します。 ・権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。		
陳述書等の提出について	・入札をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員、以下「入札者等」という。）は、暴力団員等でない旨の陳述書を提出する必要があります。陳述書の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。 暴力団員等とは、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。 なお、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。 また、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証明する文書（宅地建物取引業の免許証等）の写しを併せて提出する必要があります。 ・売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。 なお、買受人又は自己の計算において公売不動産の入札をさせた者が暴力団員等に該当すると認められる場合は、売却決定を取り消します。		

売却区分番号

882-3



売却区分番号

882 - 3

